

3 8つの基本戦略と具体的施策

基本戦略ごとの具体的施策を示し、2030年までの取組み・目標を示します。

基本戦略A 野生生物の生息・生育環境の保全

基本目標の「多様な自然：本市在来の生物多様性の保全と再生」を達成するために、基本戦略A 野生生物の生息・生育環境の保全では、次の7つの具体的な施策を実施していきます。

A1 新しく保全していくべき生物の生息・生育空間の発見

<p>概要</p>	<p>野生生物の生息・生育環境は、開発による物理的な減少のほか、奥山生態系や里地里山生態系においては、逆に人間が管理しなくなったことで、人知れず失われていく生態系もあります。</p> <p>これまでの調査で確認されている希少種の保全は継続しつつ、今後は市内全域にくまなく目を向け、地図情報システム(GIS)を活用するなど、効率的に新たに保全の必要な生物の生息・生育空間を見つけ、さらに一歩進んだ生物多様性の保全に繋がります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【希少種調査風景】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【ため池周辺候補地風景】</p> </div> </div>				
<p>主な取組</p>	<p>市内の優れた自然環境を残す重要地域を抽出するための調査方針策定 自然環境保全推進員等による調査</p>				
<p>取組目標</p>	<p>調査方針に基づく調査</p>	<p>2021年 -</p>	<p>2023年 検討</p>	<p>2024年 策定</p>	<p>2025年 年2回調査➡</p>
<p>市関連計画</p>	<p>-</p>				
<p>実施主体</p>	<p>環境政策課</p>				

A2 自然環境等のモニタリングの促進

概要	<p>野生生物の数は自然の摂理により毎年増減しながら、食物連鎖などの生物同士のつながりの中で、バランスを取っています。近年は外来種の増加や地球温暖化などによる影響も考えられ、ある種、ある生態系によっては、急速に生息・生育数が減っていることも考えられます。そのため、野生生物の生息・生育環境を保全するためには、自然環境を継続的にモニタリングし、生物多様性の「見える化」を推進し、長期的な傾向を見定めることが重要です。</p> <p>本市では、平成11年から市内の植物、魚類、昆虫などの動植物の種類及び分布調査を行う岡崎市動植物調査会に調査委託し、定期観察調査を実施しており、今後も継続してまいります。</p>		
主な取組	自然環境の保全のための定期観察の継続 市民参加型モニタリング調査(具体的施策H2 情報の収集と整理)		
取組目標	岡崎市動植物調査会 会員数	2021年	2030年
		10人	維持
市関連計画	-		
実施主体	環境政策課		

A3 調査で集めた情報の保全計画への反映

概要	<p>生物多様性の保全は、地域の生態系を理解し、将来にわたり持続可能な保全を行う必要があります。そのために、重要な種、区域について保全計画を定め、市民・学識者・行政の共通理解のもと保全を進めます。また、一度策定した保全計画は、自然環境調査結果を基に、定期的に修正・見直しを行い、状況に合わせた適切な保全を推進します。</p>					
					【ヨシ原の刈取り】	
主な取組	調査で集めた情報の保全計画への反映					
取組目標		2023年	2026年	2027年	2029年	
	①自然環境保護区保全計画の改定・見直し	➡ 適宜見直し ➡		改定	➡	
	②おかげぎ自然体験の森の調査に基づく森づくり方針の改定	改定	改定	➡	改定	
市関連計画	-					
実施主体	環境政策課					

A4 保全にかかる団体や教育研究機関、国・県・他自治体との連携

<p>概要</p>	<p>本市の生物多様性の保全を進めるには、市民活動団体・教育研究機関・事業者・他自治体など様々な主体と連携しながら進めなければなりません。情報共有を行いながら、保全方法を協議し、共に事業を行い、野生生物の生息・生育環境の保全を推進していきます。</p> <p>自然環境の把握を行うために、教育研究機関と連携し、継続的な調査を行い保全活動に生かします。</p> <p><例></p> <p>市は公民連携を進める中で、市内の大学などの研究機関と包括連携協定を結んでいます。なかでも、令和元年に愛知県立岡崎高等学校とも協定を締結し、以来、スーパーサイエンス部の生徒が北山湿地内で調査研究を行なっています。令和4年8月には、スーパーサイエンス部の生徒が北山湿地内では絶滅したと思われていたサギソウを発見するなど、調査研究の成果が出始めています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【岡崎高校が調査しているハルリンドウ】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【絶滅したと思われていた北山湿地のサギソウ】</p> </div> </div>		
<p>主な取組</p>	<p>市民活動団体・事業者・県等の自然環境調査などの情報集積</p>		
<p>取組目標</p>	<p>①市と市民活動団体との情報共有を行う。 ②西三河生態系ネットワーク協議会参加 ③生物多様性自治体ネットワーク参加</p>	<p>2021年</p> <p>①9回 ②参加 ③参加</p>	<p>2030年</p> <p>①年12回 ②継続 ③継続</p>
<p>市関連計画</p>	<p>-</p>		
<p>実施主体</p>	<p>環境政策課</p>		

A5 生物多様性30by30アライアンスの取組み(法令保護区及び市管理地)

<p>概要</p>	<p>生物多様性30by30アライアンスに参加している本市は、自然環境保全条例に基づく自然保護区・自然ふれあい地区の新たな指定や天然記念物の新たな指定や登録を進め、保護区域の維持・拡大に努めます。その他にも、三河湾国定公園や本宮山自然公園など自然公園法に基づく保護や、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護区や都市公園法等に基づく風致地区指定による保護なども継続して実施してまいります。</p> <p>また、市管理地において、自然共生サイトに該当すると思われる地域を洗い出し、申請を行い、生物多様性を維持するための適切な管理を行います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【国の「つなぐ棚田遺産」に指定された千万町棚田】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【鳥川ホタルの里】</p> </div> </div>			
<p>主な取組</p>	<p>法令等による保全地域の指定・登録 自然共生サイト申請</p>			
<p>取組目標</p>	<p>自然共生サイト申請(市管理地)</p>	<p>2021年</p>	<p>2024年</p>	<p>2030年</p>
		<p>-</p>	<p>2件</p>	<p>6件</p>
<p>市関連計画</p>	<p>緑の基本計画、文化財保存活用地域計画</p>			
<p>実施主体</p>	<p>環境政策課、公園緑地課、社会教育課</p>			



コラム③ 30by30 アライアンス

「30by30 アライアンス」は、国が令和4年3月に 30by30 目標達成に向け、ロードマップを作成し、その中で示されているオールジャパンで取り組むプラットフォームとして、30by30 目標を推進するための組織です。

具体的には、今後、日本として国立公園などの現状の保護地域(陸域約 20%、海域約 13%)の拡充とともに、民間等によって保全されてきたエリアを「OECM」として認定する取り組みを進めるための有志の企業・自治体・団体等による組織です。下記参加要件を満たし、取組に御賛同いただける場合には、ぜひ 30by30 アライアンスに御参加ください。事業者や市民団体あるいは個人でも参加可能です。

<30by30 アライアンスへの参加要件>

- ① 所有地や所管地の国際 OECM データベース登録を目指すこと。
- ② 保護地域の拡大を目指す、拡大を支援する、管理の充実を図ること。
- ③ 保護地域、及び国際 OECM データベース登録を受けたエリアの管理を支援すること。
- ④ 自治体が自ら策定する戦略に 30by30 目標への貢献を取込み、保護地域の拡大、国際 OECM データベース登録及びその管理の支援を企業、団体及び個人に推奨すること。



生物多様性のための 30by30 アライアンスロゴマーク

コラム④ OECMと自然共生サイト

OECMとは、Other Effective area based Conservation Measure(その他の効果的な地域をベースとする手段)の頭文字で、保護地域ではないが、効果的な保全が行われている地域のことです。この言葉は、生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)で、作り上げられ、企業の民有林や社寺林、農地や森林など生物多様性保全を主目的としない地域であっても、結果的に生物多様性保全に貢献している場所を指しています。

自然共生サイトとは、民間等の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域のことです。国のロードマップによると、2023年度には、少なくとも100カ所以上で先行して認定する予定としています。自然共生サイトに認定されれば、本市全体の生物多様性の価値が高まり、さらに経済的な効果も得られると考えられます。

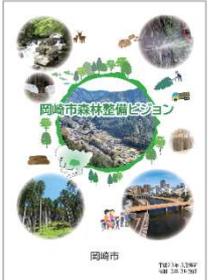


保護地域(オレンジ)とOECM(みどり)でつながる国土の健全な生態系のイメージ

A6 都市部の緑化による生物の生息・生育空間の保全

概要	<p>市街地にある都市公園や残存している社寺林については、市民の憩い・安らぎの場や、景観資源としてだけではなく、市街地内の生きものの生息・生育拠点として、郷土種を中心とした適正な緑地整備を推進する必要があります。</p> <p>都市部の緑地や水辺は市内の多様な環境を繋ぐ生物の移動経路であり、開発等によって分断され孤立した自然とならないように、連続するまとまった緑地として生物の生息・生育空間を創出に努めます。公園や公共施設の緑化には、地域や施設の特성에応じた様々な緑の機能の配慮を進めるとともに、健全な生育環境を維持します。農地については、現在まとまりのある農地が無秩序な開発などにより分断・縮小化が行われないよう、生産緑地地区として保全していきます。</p> <p>これらの緑化により野生生物の生息・生育環境の保全及び生態系ネットワークの形成が計られ、本市全体の生物多様性の保全に繋がります。</p>		
主な取組	<p>新規整備公園・路線への植栽の配慮、公園植栽の計画的管理 大径木・老齢化の進む街路樹の分布状況の現状把握と計画的な更新 生産緑地地区の保全</p>		
取組目標	居住誘導区域における緑地率	2019年	2030年
		13.6%	15%
市関連計画	緑の基本計画、農業振興ビジョン2030、都市計画マスタープラン		
実施主体	環境政策課、公園緑地課、農務課、都市計画課		

A7 森林整備による生物の生息・生育空間の保全

概要	<p>本市の約6割は森林であり、森林は野生動植物にとって重要な生息・生育の場としての役割を持っています。生物多様性機能の充分な発揮を目指し、適切な間伐等の森林整備を推進します。</p>			
主な取組	<p>森林整備ビジョンの個別施策の推進 森づくり協議会の設置・運営</p>			
取組目標	森づくり協議会による進捗管理	2021年	2030年	
		実施	実施	
市関連計画	森林整備ビジョン			
実施主体	森林課			

基本戦略B 希少な動植物の保全

基本目標の「多様な自然：本市在来の生物多様性の保全と再生」を達成するために、基本戦略B 希少な動植物の保全では、次の3つの具体的な施策を実施していきます。

B1 希少種の基礎調査				
概要	<p>生物多様性の保全を行うには、生物多様性の現状を知ることは重要です。</p> <p>中でも、絶滅のおそれのある希少種については、保全対象種として把握し、積極的な保全を行う必要があります。近年では遺伝子解析を行うことで、新種の発見につながったり、より適切な保全方法が見つかったりするなど、まだまだ分からないことも多く、基礎調査は欠かせません。</p> <p>これまでに引き続き調査を行い、自然環境変化を鑑み、概ね5年毎に岡崎市版レッドリストの見直しを行います。</p>			
主な取組	岡崎市版レッドリストの改訂 動植物調査会(有識者)による継続的な調査の実施 保護を必要とする希少野生動植物の継続調査			
取組目標	岡崎市版レッドリストの改訂	2021年 第2次	2024年 第3次	2029年 第4次
市関連計画	-			
実施主体	環境政策課			

B2 指定希少種、天然記念物への指定の推進			
概要	<p>基礎調査のデータにより著しく数やその生息地が減っているものなど、特に保護する必要がある生物について、自然環境保全条例や文化財保護条例に基づく指定を行い、積極的に保護をします。</p>		
主な取組	天然記念物、指定希少種の指定を検討している種の調査、保全の実施 天然記念物、指定希少種の指定		
取組目標	指定希少種の指定	2021年 3種	2030年 6種
市関連計画	-		
実施主体	環境政策課、社会教育課		



B3 指定希少種、天然記念物の保全

<p>概要</p>	<p>これまで指定された種や地域について、自然環境保全条例に基づく自然環境監視員により、調査・監視を継続します。また、市は保護に携わる市民活動団体に対し支援を行い、基礎調査や文献調査など科学的知見に基づき、市民・学識者・行政の共通理解のもと計画的に保全を進めます。</p> <p>また、北山湿地などは、広く知られてきており、訪れる人の増加に伴って、希少種の採取や踏み荒らしなど湿地環境の低下を招くおそれがあるため、監視体制を強化して保全を図ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【ギフチョウ(指定第1号)】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【シロバイ(指定第2号)】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【ヒナシヤクジヨウ(指定第3号)】</p> </div> </div>		
<p>主な取組</p>	<p>自然環境監視員による保護区の野生動植物や市内の指定希少種の監視 市民活動団体の支援</p>		
<p>取組目標</p>	<p>自然環境監視員数</p>	<p>2021年 7人</p>	<p>2030年 10人</p>
<p>市関連計画</p>	<p>-</p>		
<p>実施主体</p>	<p>環境政策課、社会教育課</p>		

コラム⑤ 「種を守る」ためには

地球上には、数千万種といわれる様々な生きものがあります。小さな微生物から植物や動物といった多くの異なる生きものは、山や海などの様々な環境でつながりを持って複雑で微妙なバランスを保って生きています。こうした生きもの同士のつながりや環境とのつながりは、非常に複雑で私たちが把握することはとても困難です。

ある種が絶滅すると生きもの同士の微妙なバランスが崩れ生態系全体に影響を与えたり、ある種が受けた影響は、その種にとどまらず別の種に大きな影響を与えることになるかもしれません。同じように、突然、外来種が大繁殖することで、生きものの繋がりに変化が生じ、別の種が絶滅することになるかもしれません。

そのため、生態系のバランスを図りながら希少な種を守ることはとても大切です。種を守るには、生きもの同士のつながり全体を守ることが必要であり、これこそが生物多様性の保全なのです。



基本戦略C 外来種対策の強化

基本目標の「多様な自然：本市在来の生物多様性の保全と再生」を達成するために、基本戦略C 外来種対策の強化では、次の4つの具体的な施策を実施していきます。

C1 ため池等での水生外来種駆除の促進

概要

多くの川、水田等においてカワバタモロコ、メダカ、ネコギギ、ウナギやヌマエビ等の在来種が減少の一途をたどっています。特にため池ではブラックバス、ブルーギル等の外来種が目立って増殖しており、一方でオイカワ、カワムツ、タモロコ等の小魚が減少しています。

また、魚だけでなく、ミシシippアカミミガメ、スクミリンゴガイ、オオフサモなど水生外来種の問題も多様化しており、加えて、特定外来生物法の一部改正により、ミシシippアカミミガメやアメリカザリガニなどが令和5年6月1日から条件付特定外来生物となり、さらに一歩進んだ対策が求められます。

駆除制度の構築を進め、市民・教育機関・事業者・行政など様々な主体と連携し、より効果的な対策を行います。



【外来種仕分けの様子】



【捕獲されたミシシippアカミミガメ】

主な取組

ため池等の水抜きに合わせて外来種の駆除の実施
市民による水生外来種の駆除制度構築・運用・支援

取組目標

- ①ため池等の外来種の駆除
- ②市民による水生外来種の駆除

2021年

2024年

2025年

①年2か所

①年2か所

①年3か所→

② -

②制度構築

②運用→

市関連計画

-

実施主体

環境政策課、農地整備課、河川課

C2 外来害獣(アライグマ、ヌートリア、ハクビシン)の捕獲促進			
概要	<p>市内において外来害獣(アライグマ、ヌートリア、ハクビシン)の被害が後を絶たないことから、令和元年度から外来害獣捕獲檻貸出制度を開始しました。周辺住民に外来害獣の餌となるものを外に置かないなど周辺環境整備に御協力いただくため、回覧による周知なども行っていきます。</p> <p>また、農林業被害や広域被害があるなど、個人向けの貸出要件には適合しない場合は、町内会等と連携し、対策を行います。</p>		
主な取組	外来害獣捕獲檻貸出制度		
取組目標	捕獲檻貸出件数	2021年	2030年
		年36件	年50件
市関連計画	鳥獣被害防止計画、動物行政推進計画		
実施主体	環境政策課、中山間政策課、動物総合センター		

C3 オオキンケイギクの駆除促進			
概要	<p>特定外来生物のオオキンケイギクは市内の至る所でみられ、これまで、市政だよりやホームページによる周知を行ってきましたが、他の外来種同様、行政だけでは対策は困難です。市管理地における駆除を推進するとともに、町内会・学校・事業者等に働きかけを行い、今後、様々な主体が自主的かつ継続的に活動していただけるよう支援してまいります。</p>		
			
	【広範囲に広がったオオキンケイギク】		
主な取組	市政だより等による広報、総代向け駆除依頼 市管理地における駆除推進 市民参加型の駆除活動実施		
取組目標	行政以外の主体による駆除活動実施	2021年	2030年
		-	年2か所
市関連計画	-		
実施主体	環境政策課		

C4 市民への外来種情報発信

概要	<p>外来種生息・生育範囲の拡大や、これまで本市では見られなかった外来種の新たな発見など、日々状況が変化しています。これらの外来種の生息・生育状況の変化は、人間の活動に伴うことも多く、市民に問題を周知することが必要です。</p> <p>これまで以上に、外来種に対する正しい知識について、小中学校の環境教室や市民向けの講座を行うなど、周知・啓発を推進します。ペットや鑑賞用として持ち込まれた外来種の適正な取扱いや問題をホームページやSNS等で発信します。</p> <p>さらに、外来種の分布状況を公開することで、啓発や自発的な予防にもつながることから、市民との双方向の情報共有の仕組みを構築します。</p>		
主な取組	<p>市民への外来種の種類・生態・防除方法について情報を発信</p> <p>ペットや鑑賞用として持ち込まれた外来種の適正な取扱いや問題を啓発</p> <p>外来種に係る講座の開催</p>		
取組目標	外来種に係る講座の開催	2021年	2030年
		年3回	年6回
市関連計画	動物行政推進計画		
実施主体	環境政策課、動物総合センター		

コラム⑥ 取組事例:セアカゴケグモ情報

セアカゴケグモは、熱帯地方などに分布する毒グモで、特定外来生物に指定されています。平成7年に大阪府内で初めて発見され、愛知県内では、平成17年に中部国際空港敷地内で初めて発見されました。本市では平成25年9月30日に初めて確認されて以来報告が相次ぎ、市内の広範囲で定着していることが予想されます。

そこで、市のホームページに、生息情報を掲載し、市民への注意喚起と駆除の呼びかけを行っています。

外来種は、ひとたび定着してしまうと、完全に防除することは難しく、対策するにも多くの労力が必要です。そのため、外来種対策は、定着する前の初動が肝心です。普段から自然に目を向け、見慣れない生きものを見つけた場合には、市に情報提供をいただきたいと思えます。



【岡崎市ホームページ】

基本戦略D 鳥獣の保護・管理の推進

近年では、田んぼに張られたイノシシよけのフェンスや、家庭ごみを荒らすカラスなど目にする事も多くなりました。都市開発や森林の荒廃により、鳥獣の生息範囲が狭まっていることや、逆に人間の生活に順応し、生息数を異常に増やす鳥獣もあり、人と鳥獣の間に軋轢が生じています。「多様な自然」を達成するためにも、鳥獣の保護のみならず、管理を進めることは必要不可欠です。基本戦略Dでは鳥獣の保護・管理の推進に関する、次の4つの施策を実施していきます。

D1 野生鳥獣の生息状況などの調査・研究			
概要	<p>野生鳥獣による農林産物への被害が年々増えていることから、野生鳥獣の生息環境の管理、個体数の調整及び被害防除対策など、地域個体群の長期的かつ安定的な存続を勘案した総合的な対策を行う必要があります。そのためには、現状を把握し、生物の特性を知ることが重要です。</p> <p>例えば、近年被害が増加しているニホンザルについて、電波発信機を装着することで群れの行動域、生息状況及び加害レベルを把握し、群れごとの管理を進めていきます。また、市民からの目撃・被害情報を収集し、対策に生かす取組みを構築します。</p>		
主な取組	電波発信機によるニホンザルの群れの行動域、生息状況及び加害レベルの調査 野鳥や外来害獣の生息状況などの調査・研究		
取組目標	ニホンザル生息状況及び加害レベル調査実施済み群	2021年	2030年
		4群	9群
市関連計画	第二種特定鳥獣管理計画岡崎市実施計画、鳥獣被害防止計画		
実施主体	環境政策課、中山間政策課		

D2 自然ふれあい地区(野鳥)の指定			
概要	<p>平成31年に策定した「岡崎市野鳥保護管理指針」では、野鳥は人間と同様、生態系の上位に位置する生き物であり、生態系を維持するうえでも重要な役割を担っているため、野鳥を知ることはその地域の自然を知ることにつながるとしており、自然ふれあい地区(野鳥)の指定を行い、その地域の生物多様性の保全に努めてまいります。</p>		
主な取組	自然ふれあい地区(野鳥)の指定		
取組目標	自然ふれあい地区(野鳥)の指定	2021年	2030年
		-	2か所
市関連計画	岡崎市野鳥保護管理指針		
実施主体	環境政策課		

D3 イノシシ等有害鳥獣の計画的個体数調整

概要	<p>特にイノシシやニホンジカ等の大型獣は、本市の農林業に大きな被害を与えています。被害を受けることで耕作放棄地の増加や担い手不足にもつながり、悪循環を招いています。</p> <p>また、大型獣の生息範囲は広域的であり、県や近隣市町村と連携した対策が必要です。愛知県が策定する鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画に則り、本市は本市の実情に合わせて、第二種特定鳥獣管理計画岡崎市実施計画の策定を毎年行い、被害に対してやみくもに捕獲するのではなく、保護と管理の観点から有害鳥獣ごとの年間捕獲目標頭数を定め、計画的な個体数調整を進めます。</p>		
主な取組	第二種特定鳥獣管理計画岡崎市実施計画策定		
取組目標	第二種特定鳥獣管理計画岡崎市実施計画策定	2021年	2030年
		毎年	毎年
市関連計画	鳥獣被害防止計画		
実施主体	環境政策課、中山間政策課		

コラム⑦ 岡崎市野鳥保護管理指針

岡崎市野鳥保護管理指針は野鳥を通して、市内の自然環境をより豊かにするため、保護・管理に関する基本的な方針を定めたものです。これは、国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」や愛知県の「鳥獣保護管理事業計画」に則し、かつ市が独自に策定したもので、概要は以下のとおりです。

野鳥を取り巻く現状と課題は、保護が必要な野鳥がいる一方で、市民生活に悪影響を与えるために、個体数や生息地の管理が必要な野鳥もいます。野鳥による生活被害が市内で発生しているため、市は捕獲駆除を実施しており、その捕獲数は年々増加しています。

＜保護のあり方＞

野鳥保護のために、鳥類生息状況調査、絶滅危険度の評価、保護区指定の検討、保全計画の策定、保全事業を実施することが望ましいとしています。

＜管理のあり方＞

希少種以外で、市民生活に被害を与える種に対し、適切な量の管理対象鳥類(有害鳥)を捕獲駆除、野鳥への安易な餌付け禁止に関する普及啓発を実施していきます。

D4 鳥獣保護管理の担い手の育成とフォロー

概要

本市は有害鳥獣捕獲業務を岡崎猟友会に委託し、鳥獣害対策実施隊員が計画的な捕獲を行っています。実施隊員の高齢化や減少、担い手不足や若手の育成が課題となっています。新たな担い手の確保を目指すべく、狩猟免許の取得費用に対し補助金の交付や実施隊員の負担軽減のために、捕獲檻の貸与・購入支援などを引き続き行います。また、追い払いやわなの見回りなど、地域ぐるみでの被害対策や捕獲のサポートを行う体制を構築していきます。



【イノシシの捕獲檻設置風景】

主な取組

鳥獣保護管理の担い手の確保・育成

取組目標

鳥獣害対策実施隊員数

2021年

2030年

148人

160人

市関連計画

鳥獣被害防止計画

実施主体

環境政策課、中山間政策課

